入　札　公　告

須賀川土木事務所ほか８施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の６第１項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第１項の規定により公告する。

令和８年１１月９日

福島県知事　内堀　雅雄

１　入札に付する事項

(1)　調達をする特定役務の件名及び数量　須賀川土木事務所ほか８施設の電気供給業務一式

(2)　調達をする特定役務の仕様等　仕様書による。

(3)　供給期間　令和９年３月検針日から令和１０年３月検針日前日まで

(4)　供給場所

ア　須賀川土木事務所（福島県須賀川市大町 33 番地）

イ　石川土木事務所（福島県石川郡石川町大字双里字本宮 43 番３号）

ウ　相馬港湾建設事務所（福島県相馬市原釜字大津 183 番地）

エ　小名浜港湾建設事務所（福島県いわき市小名浜字辰巳町 68 番地）

オ　県北流域下水道建設事務所（福島県福島市鎌田字一本松 43 番地）

カ　県中流域下水道建設事務所（福島県郡山市日和田町字山ノ井５番地）

キ　県中建設事務所神明車庫（福島県郡山市神明町３－５）

ク　県中建設事務所湖南町除雪車庫（福島県郡山市湖南町福良字町浦８５－３）

ケ　あぶくま高原道路管理事務所除雪車庫（福島県石川郡平田村上蓬田字横森前５１）

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1)　施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2)　３に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4)　電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第２条の２の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(5)　福島県が示す契約電力及び予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
(6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第５条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3　入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、２の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和８年１１月２７日（金）午後５時１５分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号 960-8670　福島県福島市杉妻町２番 16 号
福島県土木部土木総務課
電話 024-521-7454

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和８年１１月２７日（金）必着とする。

4　契約条項を示す場所及び期間

３に掲げる場所において、令和８年１１月９日（月）から令和８年１１月２７日（金）（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時 30 分から午後５時までとする。

5　入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配付する。
(1)　配付期間　４に掲げる期間に同じ。
(2)　配付場所　３に掲げる場所に同じ。
(3)　その他　郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格Ａ列４番の大きさの用紙が５０枚入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、３に掲げる場所まで令和８年１１月１６日（月）必着で請求すること。

6　質問書の提出と回答

仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式９）を、令和８年１１月１７日（火）午後 5 時 15 分までに３に掲げる場所へ提出することにより、発注者に説明を求めることができる。

発注者はすべての質問事項及び回答をまとめ、福島県土木部ホームページに掲載する方法により令和８年１１月２４日（火）に回答する。

7　入札及び開札の日時及び場所等

(1)　日　時　令和８年１２月１０日（木）午後１時３０分
(2)　場　所　福島県庁本庁舎４階土木総務課分室（福島県福島市杉妻町２番 16 号）
(3)　その他　郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和８年１２

月９日（水）までに３に掲げる場所に必着とする。

８　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金　入札に参加を希望する者は、見積もった金額（消費税及び地方消費税税を含む）の 100 分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 249 条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2)　契約保証金　落札者は、契約金額の 100 分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

９　入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10　入札の無効

２の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

11　その他

(1)　入札方法　入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（電灯機器用電力(従量電灯 B)にあっては A 単価、電灯機器用電力(従量電灯 C)にあっては kVA 単価、動力機器用電力にあっては kw 単価(１(3)に掲げる供給期間中においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kwh 単価(電灯機器用電力は月間使用電力量に応じた最大５段階までの変動単価とし、動力機器用電力は同一月においては単一のものとする。)）)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2)　落札者決定の方法　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(3)　契約書作成の要否　要

(4)　その他　詳細は、入札説明書による。

(5)　本公告に関する問い合わせ先

所　　属　福島県土木部土木総務課

電話番号　024-521-7454

メールアドレス　dobokusoumu2@pref.fukushima.lg.jp

（土木総務課）